

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の目的)

第1条 この学則に定める研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は以下の通りとする。
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））（以下「補足研修」という。）

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）の一イ2) (一) a に、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）の二イ(1)に規定する次の内容とする。

【補足研修】

- (1) 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義
- (2) 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。

- (1) 指定研修事業者
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
- (2) 指定番号
003

(研修実施方法)

第5条 令和8年度の補足研修については、次のとおり行うこととする。

講義（映像配信）

講義は、指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上の遠隔教育システムにおいて配信する講義映像の視聴により実施する。

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第6条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする
名 称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
所在地 神奈川県厚木市中町4-9-17原田センタービル6階
連絡先 電話：046-206-7265 FAX：046-206-7275

(募集期間、定員、研修実施期間等)

第7条 募集期間、定員、研修期間等は、次のとおりとする。

募集期間	定員	研修期間等
------	----	-------

令和8年5月1日（月） ～5月28日（木）	500名	講義（映像配信） 令和8年7月3日（金）～令和8年7月15日（水）
令和8年8月24日（月） ～9月24日（木）	500名	講義（映像配信） 令和8年11月5日（木）～令和8年11月17日（火）
令和8年12月7日（月） ～令和9年1月7日（木）	300名	講義（映像配信） 令和9年2月12日（金）～令和9年2月24日（水）

（研修カリキュラム）

第8条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）のとおりとする。

（講師）

第9条 研修の講師は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークの作成による講義映像に収録された講師とする。

（使用テキスト）

第10条 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会が監修した「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」を使用する。

（受講資格と受講手続等）

第11条 受講資格及び受講手続は次の通りとする

（1）サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者補足研修の受講資格

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者であること。

【サービス管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年

国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年
---	----

（２）受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク法人ホームページに掲載する所定の申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、本研修を受講する。

（３）申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページに掲載する募集要領の手続きに沿って所定の受講申込書により申込むこととする。

（３）申込期限

別途、研修募集要領で案内する。

（受講者の選考、受講決定、受講方法）

第12条 受講者の決定、受講方法

（１）受講者の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

（２）受講決定の通知方法

受講決定通知は各法人あてに郵送する

（３）受講決定後の変更等

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない

（受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法）

第13条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

（１）受講料等の費用

受講料は、10,000 円（税込み・テキスト代を含む）とする。

（２）納入方法

受講決定通知を受けた者は、当該通知に記載された期限までに納付するものとする。納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

なお、受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返還しない。

（３）その他の受講に要する費用

受講料の振込手数料等についても受講者負担とする。

（研修修了の認定方法）

第14条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講者で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする。

講義（映像配信）

講義映像の全ての視聴後に作成された研修レポート等によりサービス管理責任者等としての知識を習得したと認められた者につき、研修修了を認定する。

（個人情報の取扱方法）

第15条 個人情報の取扱

（１）提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない。

（２）研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等）は、研修後5年間保存するものとする。

（３）研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする。

（その他研修受講に係る重要事項）

第16条 その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」

及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。